

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社神和商事
主たる営業所の所在地	兵庫県三木市
許可番号	兵庫県知事（特－２８）第３５２４４３号
許可を受けている建設業の種類	土、建、と、石、鋼、舗、し、園、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年６月３日
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部営業停止の期間 令和２年６月１２日から令和２年６月１４日までの３日間
処分の原因となった事実	<p>株式会社神和商事及びその従業員が、労働安全衛生法第２０条第１号に違反し同法第１１９条第１号、第１２２条により罰金刑に処せられ、加えて従業員には業務上過失致死により刑法第２１１条前段により罰金刑が処せられ、令和元年１２月１１日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号）に該当する。</p>